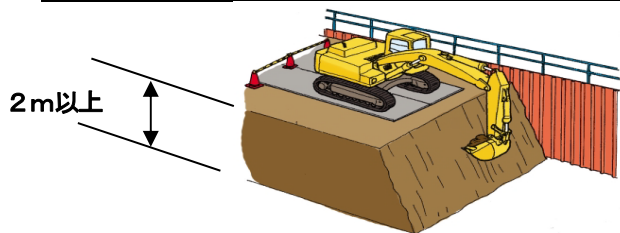


令和7年度 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)



山形労働局長登録教習機関(地山土止め登録第20号)

登録有効期間 2029年3月30日

建設業労働災害防止協会山形県支部

登録番号 : T5010405001851

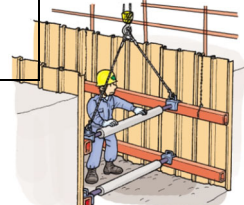
労働安全衛生法により、掘削面の高さが2m以上になる地山の掘削の作業、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取外しの作業は、技能講習を修了した作業主任者を選任しなければ作業が出来ないことになっております。(労働安全衛生法第14条、同法施行令第6条第9号、10号)

平成18年4月1日からは労働安全衛生法改正により、地山の掘削と土止め支保工が統合され一つの技能講習として実施することになりました。

上記の資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたします。是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

1 講習開催日

日 程	講習会場
令和 7年 10月 22日 (水) 8:50~16:30 10月 23日 (木) 9:00~16:30 10月 24日 (金) 9:00~16:40	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211



2 受講対象者 (下記の何れかに該当する方)

【全科目受講者 学科: 18時間】

- ① 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者
- ③ その他厚生労働大臣が定める者

(注1) 上記の経験には満18才未満の期間は入りません。(年少者労働基準規則第8条)

(注2) 上記①、②の経験についての証明は所属事業主とします。(受講申込書に証明欄があります。)

但し、事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明したときは発行済の修了証は無効となります。

(注3) 受講対象確認のため、経験年数を必ず記入すること。

(注4) 受講対象②・③の経験年数が3年に満たない者は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書等を必ず添付すること。

【一部免除受講者 学科: 4時間】

- ① 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格したもの

(注1) 1級または2級土木施工管理技術検定に合格した者が該当する

(注2) (第一次検定)合格証明書では受講できません。(第二次検定)合格証明書が必要です。

(注3) 該当する検定証の写しが必要です

免除科目	講習日程
○作業方法に関する知識 ○工事用設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識	講習3日目 11:25~16:40 【集合時間 11:10 時間厳守】 ※ 一部免除者は講習3日目のみの参加となります。 ※ 免除科目以外の学科試験となります。

3 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区 分	一 般	建災防会員 (会員には教材費補助)
◎全科目受講者	受講料 17,380円 教材費 2,970円	受講料 17,380円 教材費 0円
	合 計 20,350円	合 計 17,380円
◎一部免除受講者	受講料 7,180円 教材費 2,970円	受講料 7,180円 教材費 0円
	合 計 10,150円	合 計 7,180円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 受講申込方法、手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可
- ② 受講対象を証明する書面（検定証等）の写しを、申込書の裏面に必ず貼付すること。
- ③ 全科目受講者と一部免除受講者とでは、受講料と講習時間に差がありますので、ご注意ください。

（注1）上記①、②を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

（注2）定員（100名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。
（土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237（83）2211 FAX：0237（83）2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

5 修了証 所定の科目を受講し、修了試験で合格した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「技能講習 統合修了証」を発行します。

○建災防山形県支部発行の「技能講習修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。

※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。

※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻した場合は受講できません。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前（土、日、祝日を除く）までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索

